

目次

B -CR-★1-告訴状20200408.....	2
B -CR-★2-証拠20200408.....	10
B -CR-★3-7号証.....	12
B -CR-★4-8号証.....	14

告訴状B

令和2年4月8日

前橋地方検察庁 御中

告訴人

住所 〒379-1303 群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1 職業 農業
氏名 今井豊(昭和36年3月9日生) 電話 携帯 090-3087-1577 FAX 0278-72-5353

被告訴人

2015.1.11 本件発砲者の被疑者不詳1、
高橋和俊(住所: 〒379-1305 群馬県利根郡みなかみ町後閑 3379 電話: 0278-62-6201)、
本件発砲グループのハンターの被疑者不詳2、被疑者不詳3、
(以下、この4人を「発砲グループ」と略称します)
20180111 15:57 に石神峠に現れた、発砲グループと同じ獵友会の被疑者不詳4、
に対し、其々、脅迫罪と殺人未遂罪

告訴の趣旨

被告訴人の以下の所為は、後述の各罪状に該当すると考えるので、厳罰に処することを求め
告訴いたします。

なお狩猟法違反を告訴するつもりはありません。

(共通の説明) 事前共謀による一連の無言の脅迫行為です

後述の告訴事実1から9までの相互関連性ないし態様を総合すれば、本件被告訴人らの事前
共謀による一連の犯行です。

罪名と告訴事実

被疑者不詳1、高橋和俊、被疑者不詳2、被疑者不詳3、被疑者不詳4につき、

脅迫罪 (刑法第二百二十二条)

本件被告訴人ら5人は、以下の1から10の全告訴事実において、脅迫の意図を持って、事前に共謀して、獵銃所持許可者の立場を濫用して、私の無意識を承知の上で至近距離からの実弾発砲、残渣放置、つきまとい、威嚇発砲、発砲音、合図などを重ね、組合せ、もって、「本件死骸の猪のように射殺するぞ」との、私の生命への害意の一連の無言の脅迫を行い、私を恐怖させたので、脅迫罪です。

同じく、殺人未遂罪 (刑法第二百三条)

告訴事実1の本件発砲は、被告訴人らが事前に共謀して、私への殺意を持って、本件発砲者の被疑者不詳1が代表して、私を狙撃して命中させ、殺害せんと狙ったものであり、同時に、無意識下の轟音により、ショック死せんと狙ったものであり、殺人未遂罪です。

(説明)

いつもなら事前に合図が聞こえるのに、この日に限っては、何の前触れも無かったことは、私を驚かせるために忍び寄った疑いが強いです。

告訴事実1 本件発砲

①20150111(日)15:00頃、被告訴人らは事前に共謀して、本件発砲者の被疑者不詳1が、知らぬ間に、私の畠(群馬県利根郡みなかみ町上牧2521-1)の北側から南に約30m侵入し、後述の通り、私への複数の害意を持って、私の無意識を承知の上で、直線距離約30mで、獵銃の実弾で、私の方向(供述では南南西)へ発砲しました。

轟音に驚いて目を上げた瞬間、同人が体ごと銃身の向きを遠ざける動作を目撃しました。

(説明)無条件の違法発砲です いずれも個人の尊厳(憲法13条)の侵害

無意識下の、至近距離30mからの発砲は、前例が無いほどまでに稀有な人為現象ではあります、可能性としては世界中で起こりうるケースですから、これが違法でなければ、基本的人権に大穴が空き、世界秩序が混乱します。

また、同様の前例の統計的希少性は、違法性が公知であることの証明です。

私は最初から「何らかの特別な意図」を訴えていましたし、狙撃ではなかったとする証拠は有りませんが、たとえ全てが供述通りであっても、以下の違法性全部は否定不可能です。

★この発砲は、私の正面から畠に侵入していることと合わせて、害意の表示行為です

★私が発砲者に気付くのを待たなかったのは不審です

つまり、轟音効果を狙った疑いや、真の銃口の向きを隠そうとした疑いが強いです。

★獲物のシカは狂言であり、狙撃であった疑いが強いです

① 沼田署が発見した足跡は証拠になりません

三日後の再現場検証時の足跡ですし、当地では毎日、雪が降りますから、別物です。

また、そもそも獣達の住処同然の山奥なので、足跡など、常に、どこにでも、有りますし、私の背後方向(狙撃の場合)にも足跡は在ったはずですが、調べてもいません。

② 獣の習性として、焚火の近くには現れません

また、そのような凶太いシカであれば、あわてて撃たなくとも逃げないと思います。

③ 獲物に掠ってもいるのは不審です 掠りもせずに外す確率は1%以下だと思います

④ 発砲者が体ごと銃口の向きを遠ざける動作は、違法性ないし私の無意識への表象です

1 狩猟法違反 直線距離約30mは、38条3「弾丸の到達するおそれのある人」に当る

2 殺人未遂罪 狙撃かつ無意識下の轟音によるショック死を狙った疑い

3 暴行罪 無意識下の轟音は、音波(物理力)による身体への直接攻撃であること

4 虐辱罪 無意識下の轟音、至近距離、私の畠に侵入など、私の存在を無視した、極めて傍若無人な振舞いであることから、「お前を人間とは認めない」との名誉への害意の表示で

あり、また、周囲で3人の仲間が公然と発砲を見つめていたこと

5 自律権の侵害 無意識下と承知の轟音、至近距離、無断、私の畠、が不法行為要素

6 静穏権の侵害 無意識下と承知の轟音、至近距離、が不法行為要素、データ検証要

7 脅迫罪 私の畠の中での傍若無人な発砲の直接的意味が「このように、お前の存在を消すぞ」との生命への無言の脅迫の害意を表示しています。

また同時に、上記の各違法性は、誰でも自明であるが故に、そこを敢えて発砲したことが「お前の訴えなど握り潰すぞ」との、人格的生存への無言の威力脅迫の害意の表示です。

本件発砲グループは、一般人が発砲現場に居ることを知っていたはずです

1 大規模な焚火の煙は、遠く(高い所)から視認できたはずです

周囲の山を下って盆地(畠)に降りて来る地形なので、切り倒した木を片付ける為の大規模な焚火の煙は、遠く(高い所)から視認できたはずです。

また、本件発砲までに気付いたはずなので、本件発砲を制止することもできたはずです。つまり、本件発砲の、言わば共犯に当たります。

2 本件発砲を事前に知らなかつたとするのは一般的に無理です

タツメ(仕留め役)を事前に決める意味は、狩りの効率性よりも、同士討ち防止の為と思われ、獲物とタツメの現在位置を常に意識し、両者を結ぶ直線上に割り込まないよう注意していれば、とりあえず撃たれる心配は無いと言えますが、それには目視が必要です。

同様に、仕留める場所も事前に決めておいたほうが、より安心と言えます。

加えて、無線を使っての、追い立て役と待ち伏せ役の分業など通常の狩猟形態も考えれば、蓋然性として、事前に決めた本件発砲場所付近で、皆で本件発砲を見守っていたことが、極めて強く推定されます。

3 一連現象全て無関係というのは、蓋然性が有りません アリバイが必要です

ハンターが縄張りを持つことは、誤射を避ける意味から当然ですし、また、本件発砲グループは、このウツシボウ(内し坊)界隈を縄張りにしていたと聞いています。

死骸が在ったことすら、ずっと気付かなかつたというのは有り得ません。

ハンターは弾丸の使用記録を付けていますから、その日の行動の調べが付くはずです。

告訴事実2 血痕

③2015.1.26(月)午前9:00時頃、本件被告訴人らは、事前に共謀して、私への脅迫の意図を持って、私に目撃させる為に、本件発砲現場の手前200mの通り道上(上牧2517-2)に夥しい血痕を残し(残渣放置規則違反)、「この血痕の獲物のように、お前を殺すぞ」との、私の生命への無言の脅迫の害意を表示しました。

(説明) 常時監視によるつきまといです

まず、鳥や獣には通り道など関係ないので、この現象はハンターが獲物を捌いた結果、つまり人為現象であり、この辺りを縄張りにする、同人らの仕業と考えるのが自然です。

次に、死骸が元々在った場所(通り道から直角に20m北)で捌くのが自然であり、それを敢えて通り道まで、持ち出す必要が無いことや、おまけに、この20m間には血痕が無かつたこと

から、わざわざ通り道まで持ち出して捌いたと推定されます。

更に、こうした血みどろの光景を、一般人の目に晒すことは、現場が公道だからこそ、残渣放置規則(狩猟法第18条)違反なのであり、それを承知しているはずのハンターが、何故、敢えて公道で違反行為を行うのか?を考えれば、説明の付かない、極めて不審な行動です。おまけに、撒かれた量も、ウリ坊二匹分よりも遥かに大量と思われ不審です。

「本件発砲からわずか二週間後に、本件発砲現場からわずか200mの場所で、誰が、何の為に、残渣放置と承知の上で、通り道まで20mも猪の死骸を持ち出して、解体したのか?また、なぜ20m間には血痕が無いのか?」を考えれば、本件発砲との動機的関連による「この血痕の獲物のように、お前を殺すぞ」との生命への無言の脅迫の害意が、極めて強く疑われます。

反論● 公道だから、私を狙った行為とは言えない旨(一審二審とも)

これは、その点だけ見れば直接的な害意の表示には当らないという詭弁に過ぎず、既述の疑いを否定する根拠には、なり得ないことは論理的に自明ですし、それどころか、公道で敢えて残渣放置を行うことの恣意性を無視しています。

告訴事実3 二匹の小猪の死骸(3号証)

④2015.1.26(月)17:00頃、本件被告訴人らは、事前に共謀して、私への脅迫の意図を持って、私に目撃させる為に、本件発砲現場の手前200mの通り道上(上牧2517-2)に、頭と毛皮だけにした2つの小猪の死骸を10m間隔で置き(残渣放置規則違反)、「この猪のように、お前を殺すぞ」との、私の生命への無言の脅迫の害意を表示しました。

⑤2015.1.27(火)9:00頃(3号証)までに、被告訴人らは、前項同様の害意を持って、私に目撃させる為に、前項の2つの小猪の死骸の片方を隠しました。

(説明) いずれも常時監視によるつきまといです

血痕とほぼ同様の恣意性であり、加えて、血痕の現場調査から、わずか2時間後のことです。ずっと同じ場所に在った死骸が、急に動かされる道理は無く、また、一匹増えました。

カラスや獸は通り道など関係無いので、二匹とも、という状況は99%以上、人為的です。

「本件発砲からわずか二週間後に、かつ、現場調査からわずか2時間後に、本件発砲現場からわずか200mの場所で、誰が、何の為に、残渣放置と承知の上で、通り道まで20mも子猪の死骸を持ち出したのか?」を考えれば、当たり前に、本件発砲との動機的関連による、「この猪のように、お前を殺すぞ」との私の生命への無言の脅迫の害意が、極めて強く疑われます。

告訴事実4 大猪の解体と毛皮(5号証)

⑥2015.3.27(火)18:16、被告訴人らは、事前に共謀して、私への脅迫の意図を持って、私に目撃させる為に、本件発砲以前から在ったと思われる大猪の死骸を解体し、その毛皮だけを、発砲現場の手前約220mの通り道上(上牧3406)に置き(残渣放置規則違反)、「この猪のように、お前を殺すぞ」との、私の生命への無言の脅迫の害意を表示しました。

(説明) 常時監視によるつきまといです

- ・置き去りにした当初に、正当な理由(感染症等)が本当に有ったのなら、三ヶ月近くも経ってから、腐乱した、その問題の有る獲物を捌く意味が無く、説明が付きません。
- ・通り道まで持ち出す必要が無いです(残渣放置規則違反は自明)
- ・鳥や獣なら、このように毛皮をなめさないし、毛皮だけを残すのは不自然です
「誰が、何の為に、三ヶ月近くも放置していたものを、本件発砲現場からわずか220mの場所で、残渣放置と承知の上で、巨大な猪の死骸を通り道まで20mも持ち出して、捌いたのか?」、という、特に、人為性100%かつ無意味な行為なので、別目的としか説明が付かないことから、本件発砲との動機的関連による、上記の無言の脅迫の害意が、極めて強く疑われます。

告訴事実5 その後の残渣放置

20180207 13:30頃、みなかみ町大沼142付近の県道上に、胸に銃痕の有るキジの死骸有。
20190115 13:10頃、私の散歩の往路の、県道265号・道木佐山線の、上牧3620付近に駐車中の軽トラの荷台に、全く被覆無しのシカの死骸が丸ごと載っていました。
上記はいずれも、本件被告訴人らが、事前に共謀して、私への脅迫の意図を持って、私に目撃させる為に行つた、當時監視によるつきまとい(待ち伏せ)であり、「この獲物のように、お前を殺すぞ」との、私の生命への無言の脅迫の害意の表示です。

告訴事実6 つきまとい①(4号証)

20150221 16:08、被告訴人らは事前に共謀して、本件発砲グループのリーダーの高橋和俊が、私への脅迫の意図を持って、私に目撃させる為に、単独で私の散歩の帰途(上牧3509付近)に現れ、ダムの400mも手前で下車して、ハンターの装備の姿を見せ、一連の犯行との関連を匂わせることにより「本件死骸の猪のように、お前を殺すぞ」との、私の生命への無言の脅迫の害意を表示しました。

またこれは、例外的な単独行動故に、高橋和俊主導の一連行為であることを示唆しています。
「一連の告訴事実の首謀者と目される人物が、何の為に、私の散歩の帰途に、後から、単独で、日没直前の発砲できない時間に、ハンターの恰好で、ダムの400mも手前で、姿を見せたのか?」を考えれば、一連行為との動機的関連によるつきまといが極めて強く疑われます。

(説明) 常時監視によるつきまとい(待ち伏せ)です

- ・石子根砂防ダムまでの私の散歩の復路であること
- ・もう撃てない時間帯なのに、ハンターの恰好をしていること
- ・ダムの釣り人への用事(本人弁)なのに、ダムの400mも手前で車を停める必要が無いこと

告訴事実7 つきまとい②(6号証)

20180111 15:57、被告訴人らは事前に共謀して、被疑者不詳4(高橋和俊の猟友会のハンター)が、私への脅迫の意図を持って、私に目撃させる為に、私の散歩の折り返し地点である石神峠(県道・道木佐山線、みなかみ町大沼288)に、ハンター装備で現れ、一連の犯行との関連を匂わせることにより「本件死骸の猪のように、お前を殺すぞ」との、私の生命への無言の脅迫の害意を表示しました。

また、「そんなこと言つてると、誰にも相手にされなくなるぞ」と捨て台詞を残しました。

(説明) 常時監視によるつきまとい(待ち伏せ)です

私はここ石神峠で、1時間ほどトレーニングをする習慣ですが、私が一ヵ所に留まっているのは、この時だけなので、そのタイミングを狙つて、後で偶然を装つて出現する為に、この場所を選んで駐車したのです。

告訴事実8 威嚇発砲(1、2号証)

本件被告訴人らは、事前に共謀して、本件発砲の彷彿ないし模倣の意図を持って、私の身辺につきまとい、以下の威嚇発砲を重ね、一連の犯行との関連を匂わせることにより「本件死骸の猪のように、お前を殺すぞ」との、私の生命への無言の脅迫の害意を表示しました。

なお、下記の数字は録音日時であり、ハイフンの前が西暦年月日、後が24H時分です。

また猟期は、例年11/15から02/15(又は2月末)ですが、禁猟期中の特例は例外です。

20151106-0616、私の自宅(群馬県利根郡みなかみ町上牧3158-1)付近で

20160624-0232、私の自宅付近で

20170312-0322、私の自宅付近で

20170927-1143(1400頃)、私の自宅付近で

20171007-1034(1050頃)、私の自宅付近で

20171022-1533(大雨)★A、私の自宅付近で

20171114-1850(暗闇)★B、私の自宅付近で

20180131-0932、私の自宅付近で

20180218-0531、私の自宅付近で

20181031-1526、私の自宅付近で

20190105-1108、私の自宅付近で

20190824-2111、私の自宅付近で

20191229 1330～1530★C、私の散歩中、県道・道木佐山線の、みなかみ町大沼142付近で、延べ約30発(うち8発と声の録音有)。

(説明) いずれも常時監視によるつきまといです

Aは、大雨の中での発砲であり、暴発や故障の惧れが有るので、普通はしません。

ですから再生音の疑いも強いですが、再生音なら100%事件です。

Bは、日没後は発砲禁止のはずですから、再生音の疑いも強いです。

Cの声の主は被疑者不詳4に相違無く、同じ石神峠での録音であり、弾数も多過ぎます。

私が録音を始めると銃声が止み、録音を止めると再開する、というイタチごっこでした。

告訴事実9 発砲音(1、2号証)

本件被告訴人らは、事前に共謀して、本件発砲の彷彿ないし模倣の意図を持って、私の身辺につきまとい、以下の発砲音を重ね、一連の犯行との関連を匂わせることにより「本件死骸の猪のように、お前を殺すぞ」との、私の生命への無言の脅迫の害意を表示しました。

20170820-0606、私の自宅(群馬県利根郡みなかみ町上牧3158-1)付近で

20170925-0642、私の自宅付近で
20171002-0550、私の自宅付近で
20180829-0559、私の自宅付近で
20190812-1742(爆竹?大音響)★、私の自宅付近で

20191107-0627(100発)、私の自宅付近で
20191107-0922(100発)、私の自宅付近で
20191113-0752(50発)、私の自宅付近で

(説明) いずれも常時監視によるつきまといです

★の音源は我家と 100m 近くも離れた今井育男家と思われますが、それにしてはまるで目の前のような大音響であり、何らかの増幅音と思われ、説明が付かない現象です。
なお、今井育男と高橋和俊は親戚です(8号証)。

発砲音とは、本件発砲以後、私の身辺で日常的に記録されている爆竹花火のような音で、轟音ではありませんが、誰による、何の為の音なのか? が不明な、極めて不審な音です。
音源を捜して近づくと必ず止んでしまうので、再生音と思われます。

告訴事実 10 ハンターの合図(1、2号証)

被告訴人らは、事前に共謀して、本件発砲の彷彿ないし模倣の意図を持って私の身辺につきまとい、以下のハンターの狩猟時の合図を重ね、一連の犯行との関連を匂わせることにより「本件死骸の猪のように、お前を殺すぞ」との、私の生命への無言の脅迫の害意を表示しました。

20180126-0202、私の自宅(群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1)付近で

20180210-0541、私の自宅付近で

20181219-1230★(近隣住民による模倣音、録音無)、私の自宅付近で

20190319-0007、私の自宅付近で

20190323-0018、私の自宅付近で

20190608-0830、私の自宅付近で

20190609-1125、私の自宅付近で

20190612-0338、私の自宅付近で

(説明) いずれも常時監視によるつきまといです

★は昼間、我家の庭でハンターの合図が 10 回ほど聞こえたので、声の方向を見ると、ビニールハウスの中で、近隣の今井孝尚と今井きぬえの夫婦がうずくまって居ました。

この事実から、本件発砲以後の現象は、村人の仕業である可能性もかなり有ります。

このハンターの狩猟時の合図の音は本件発砲現場で何度も聞いたことが有り、フクロウの鳴き声に似た音ですが、このへんで本物が鳴いていたことは有りません。

また、このような「ホー(数秒)ホッホ」という鳴くフクロウは日本には居ないようです。

本件の動機ないし背景

いずれにせよ、包囲網としての脅迫であり、別件の村八分(前橋地裁 H31 ワ 116)との動機的

関連も強く推定されます(9号証)。

包囲網とは、「据膳喰わぬは男の恥」との偏見に基いて、ネット上で不当に拡がった、私へ社会的村八分の輪の通称であり、詳しくは被害届2018の通りであり、恣意性一覧表と総合すれば、加害類型の一貫性や相互関連性から、包囲網の実在が確信できます。

別件の村八分では、村人達が、本件の露骨な隠避や、當時監視による不正な情報入手としか説明が付かない欠席など、包囲網の実在を窺わせる言動を繰り広げております。

本件告訴が今頃になった事情

詳しくは別告訴状とする予定ですが、基本的に、各機関に妨害された為です。

まず管轄の沼田警察署には、本件発砲直後から、遅滞無く再三抗議しましたし、2017年には貴府にも何度も告訴状を提出し、全て差し戻しを受けております。

2018年からは地裁に民事訴訟を起しましたが、極めて不当に棄却され、上告中です。

要するに不可抗力ですが、それを証明するのは極めて困難と思われます。

それでも個別の告訴状を積み上げてゆけば、いずれ自ずと明らかになると思います。

法令の摘示

平成十四年法律第八十八号(狩猟法)鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
(鳥獣の放置等の禁止) 第十八条 鳥獣又は鳥類の卵の捕獲等又は採取等をした者は、適切な処理が困難な場合又は生態系に影響を及ぼすおそれが軽微である場合として環境省令で定める場合を除き、当該捕獲等又は採取等をした場所に、当該鳥獣又は鳥類の卵を放置してはならない。

(銃猟の制限)第三十八条 日出前及び日没後においては、銃器を使用した鳥獣の捕獲等(以下「銃猟」という。)をしてはならない。

2 住居が集合している地域又は広場、駅その他の多数の者の集合する場所(以下「住居集合地域等」という。)においては、銃猟をしてはならない。ただし、次条第一項の許可を受けて麻醉銃を使用した鳥獣の捕獲等(以下「麻醉銃猟」という。)をする場合は、この限りでない。

3 弾丸の到達するおそれのある人、飼養若しくは保管されている動物、建物又は電車、自動車、船舶その他の乗物に向かって、銃猟をしてはならない。

立証方法 証拠説明書の1から9の全号証

添付書類 証拠説明書と、1、7、8、9号証

以上

告訴B証拠説明書 20200408

番号	標目	媒体等	立 証 趣 旨
1号証	威嚇発砲関連の記録	プリント原本 20200304 私が作成	立証すべきは、 <u>一連行為のうち、威嚇発砲関連</u> です。 多くは禁猲期間中の記録ですが、特例発砲でない場合は違法発砲か再生音であり、いずれにせよ、事件です。
2号証	威嚇発砲の録音データー式	USBメモリー 20200304 私が作成	立証すべきは、前項「威嚇発砲関連の記録」に記載の事実であり、その録音データを集めたフォルダーです。 各ファイル名の先頭は <u>録音日時</u> であり、ハイフンの前の <u>6桁数字</u> が西暦下二桁の年月日(YYMMDD)、ハイフンの後の <u>4桁数字</u> が24時間表示の時分(HHMM)です。 ●や★の数が多いほど事件性大と思っております。
3号証 (B-甲1)	20150127 13:45 通り道の小猪と大猪 の死骸のビデオ影像	USBメモリー 20150127 私が作成	立証すべきは、 <u>小猪の死骸に関する翌朝の状況</u> です。 ここ(群馬県利根郡みなかみ町上牧2517-2付近)は畑への通り道上であり、また、 <u>この死骸の元の場所は、ここから直角に20m以上も離れています</u> 。 最初に発見した前日の夕暮れには二匹だったのですが、 <u>一匹減りました</u> 。
4号証 (B-甲2-1)	20150221 16:08 高橋和俊のつきまと いのビデオ影像	USBメモリー 20150221 私が作成	立証すべきは、 <u>高橋和俊のつきまとい(待ち伏せ)</u> です。 <u>狙撃グループのリーダーの高橋和俊</u> です。日没直前に、私のダムまでの散歩の帰途(上牧3509付近)に現れました。 砂防ダムの釣り人に用事とのことでしたが、そうすると <u>400mも手前の撮影場所で停まる必要が無く、辻褄が合いません</u> 。
5-1号証 5-2号証 (B-甲3-1) (B-甲3-2)	大猪の毛皮と、元の 場所のビデオ影像 ①20150327(火)1804 ②0150328(水)0858	USBメモリー ①0150327 ②0150328 私が作成	立証すべきは、 <u>大猪の死骸に関する事実</u> です。 3号証の解体前の映像と比較しながらご覧下さい。 撮影場所(上牧3406)は畑への通り道上であり、この死骸が元々在った場所から直角に <u>20m以上も離れている</u> 点や、毛皮がきれいになめされている点が不審であり、何よりも、 <u>当初、置き去りにした正当な理由(感染症等)が有ったのなら、二ヶ月以上も経ってから腐乱した獲物を捌いても無意味</u> であり、行為者が誰であろうと、捌く行為の説明が付きません。
6号証 (B-甲22)	20180111 15:57 私の散歩の目的地に 現れたハンターとの 会話とビデオ影像	USBメモリー 20180111 私が作成	立証すべきは、 <u>被疑者不詳4によるつきまとい(待ち伏せ)</u> です。 高橋和俊らと同じ猟友会のハンターが、私の散歩の折り返し地点の石神峠(県道265号・道木佐山線、みなかみ町大沼288)に現れ、「そんなこと言ってると、誰にも相手にされなくなるぞ」と捨て台詞を残しました。 <u>私はここ石神峠で、1時間ほどトレーニングをする習慣</u> ですが、私が一ヵ所に留まっているのは、このタイミングしか無いの

			<u>で、それに合わせて、この場所を選んで駐車し、偶然を裝って姿を見せたのです。（常時監視）</u>
7号証	令和元年11月19日付 の高橋和俊への本人 尋問の証拠申出書	プリント原本 20191119 私が作成	立証すべきは、前橋地裁 令和元年(ワ)第289号 慰謝料請求事件における、本件発砲グループリーダー高橋和俊被告への追加分の当事者本人尋問事項です。
8号証	高橋和俊の令和元年 11月24日付の陳述書	コピー 20191124 高橋和俊が作 成	立証すべきは、前橋地裁 令和元年(ワ)第289号 慰謝料請求事件における被告、高橋和俊の認否の内容です。 尋問64 今井組の社員です。 尋問66 四名（鈴木通夫、鈴木政治、小林時雄、石井恵子）とも知っています。 尋問67 母の実家が、今井育男宅ですので、私が子供の頃から私のことは知っていました。 つまり高橋和俊は、私と同じ今井下組の一軒と親戚であり、しかもその家が経営している会社の社員であり、また、村八分の被告4人とも既知であり、私のことも子供の頃から既知のことです。
9号証	令和2年2月4日付の 村八分の控訴状	プリント原本 20200204 私が作成	立証すべきは、私の住所地区の村人達の、私への村八分と隠避です。 前橋地裁H31ワ116慰謝料請求事件の控訴状。 主に前項や集会での発言内容から、本件と村八分との動機的関連が、極めて強く推定されます。 同時にこの一審が、当り前のことごとく否定する、極めて犯罪的な判決であることも明らかです。

前橋地裁 令和元年(ワ)第 289 号 慰謝料請求事件 原告 今井豊 被告 高橋和俊

証拠申出書 B II (追加分)

令和元年 11 月 19 日

前橋地方裁判所 御中

原告 今井豊

第 1 当事者(被告)本人尋問の申出

1 証人の表示

住所 〒379-1305 群馬県利根郡みなかみ町後閑 3379

氏名 高橋和俊 電話 : 0278-62-6201(呼出・主尋問 120 分)

2 立証の趣旨

本件不法行為として掲げた被告らハンターグループの一連行為は、私の生命に対する無言の脅迫であると認識しており、被告は主犯としてその中心的役割を担ったものと思われますが、本来は捜査によって確定されているべきとした前提事実が、捜査当局である沼田署の組織的隠蔽によって、未だ確定しておりません。

その前提事実に対する認識や認否を被告から直接訊き出し、訴えの基礎を固める為です。

3 尋問事項 事件性として重要と思われる所以、別紙の事項を追加します。

以上

(別紙)

尋問事項(証人:高橋和俊)追加分

通常の狩猟の方法について

56 この吉平地区での縄張りについて、①詳細地区名、②いつから、を明らかにして下さい。

本件発砲について

57 本件発砲では、シカを仕留める場所は私の畠と、事前に取り決めていましたか?

58 本件発砲では、どの方向から、どのように、シカを追い込みましたか?

59 シカを狙って、かすりもしない確率は、統計なり経験則としてどのくらいですか?

60 仕留め役を決める際に、腕前は考慮しないのですか?

通り道の血痕について

通り道の小猪の二匹の死骸について

通り道上の大猪の毛皮について

61 貴方がたが狩りをするのは大概日曜だと思いますが、これらの平日のできごとについて、アリバイはありますか?

被告のつきまといについて

62 現れた場所が不審です。この辺(石子根)も貴方がたの縄張りなのですか?(私の家から見て、発砲現場は1km北西なのに対し、この撮影現場は1km東南)

63 ダムの釣り人への用事とは何ですか?

村人との関連について

64 貴方が、この吉平地区の村人であり、私の近隣である、今井育男と親戚であり、彼の一族経営である今井組の社員であること、を認めますか?

65 貴方は、旧真庭会のメンバーですが、この吉平地区の村人の石井武を知っていますか?

66 この吉平地区の村人である、鈴木通夫や鈴木政治や小林時雄や石井恵子、を知っていますか?

67 本件発砲以前から、私のことを知っていましたか?

以上

事件番号 令和元年(ワ)第289号

NO1

〒379-1305

群馬県利根郡みなかみ町後閑 3379

高橋和俊



書類作成日時 令和元年11月24日

陳述書

第一 私の主張について

原告の申し出にある無言の脅迫、及び私のつきまといを主張していますが、原告提出の映像を確認したところ私、及び仲間の獵をするところを監視して、獵を終了して車にたどり着くまで原告が待機をして、私どもに何で原告をつきまとうのか言葉をかけている実情が、見て取れます。仲間の撮影の制止も聞かず撮影をして、証拠として提出していますが、私どもが原告に監視、及びつきまといをされているのが、実情だと認識をしています。

私を含め仲間も全員が、狩猟免許取得をし、講習会等において指導を受け、最善の注意を図り狩猟をしています。

原告を威嚇、つきまといをした事は、一度もありませんし被告として訴訟を起こされたことすら信じがたく遺憾に思われてなりません。

NO 2

私は、法律を厳守して獵をしています。

原告から何ら文句を言われるような行為をした
覚えもありませんので、即刻、原告に訴訟の
取り下げを求めます。

第二 原告の尋問事項について

- 1, 仲間で話し合い、都合が合えば数人で獵をします。
- 2, 繩張り等はありません。
- 3, 熊、鹿、猪等は増えていると思います
- 4, 使用する銃は各々違います。
- 5, 私は確認をしていません。
- 6, 足跡、糞等から追いかけています。
- 7, 地形等により現場により異なります。
- 8, トランシーバーを活用しています。
- 9, 特に決めごとはありません。
- 10, 現場で処理をしています。
- 11, 当時は感染等については、調べていません。
- 12, 現場近くの解体作業のしやすい場所で行います。
- 13, 山中であり一般人が居る事はほとんどありません。

14から55は、私は当事者ではありませんので
詳細については、認識の違いもありお答えいたしかねます。

第三 追加尋問事項について

56から63については、当時私は、山の中に
居ましたので詳細については、推測でのお答えしか
出来ないと思いますのでいたしかねます。

64 今井組の社員です。

今回の件には関係ない事かと思います。

65 石井武は、知っています。

66 四名とも知っています。

67 母の実家が、今井育男宅ですので、子供の時から
原告が居たことは知っていました。